

安全安心な通学路を目指して

---

**東金市**

**通学路安全プログラム**

---

～通学路の安全確保に関する取組方針～

平成26年3月

【改定 令和5年10月】

東金市通学路安全推進会議

# 1 プログラムの目的

本市では、昭和37年4月に交通安全都市宣言を行い、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、「東金市交通安全計画」策定し、様々な交通安全対策を実施し、交通事故の防止に努めてきたところです。

この間、児童生徒の安全な通学環境を確保するため、歩道等の設置による安全な歩行空間の確保や自転車通行環境の改善、自動車の速度抑制対策、交通指導取り締まりの強化等の対策を講じるなど、関係機関が連携し、積極的な対策を実施してきました。

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる痛ましい交通事故が相次いで発生したことを受け、本市においても各学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策について関係機関で協議してきました。

また、通学路への安全確保の取組を継続的に実施するため、本市の通学路対策に関する取組の基本方針となる「東金市通学路安全プログラム」を策定し、併せて関係機関の連携を強化するため「東金市通学路安全推進会議」を組織し、効果的かつ効率的な通学路の安全確保対策の一層の推進を図ることとしました。

策定以降、登下校中の児童生徒が被害者となる痛ましい事件や自然災害による事故などが相次いで発生していることから、交通安全だけではなく通学路における「防犯・防災」の観点も含めた総合的な安全確保も求められているところです。

本プログラムにおいては、児童生徒に対する「交通」「防犯」「防災」にかかる安全教育の徹底を図り、自ら危険を予測し、回避する意識や能力を高めるとともに、他者の安全にも配慮する意識を推進していきます。

# 2 通学路安全推進会議の設置

通学路の効果的かつ効率的な安全確保のため、以下をメンバーとする「東金市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）」を組織し、関係機関の連携強化を図るとともに、円滑な対策の検討及び実施、各種の安全意識の高揚を推進します。

機関名	
千葉県山武土木事務所	東金警察署
東金交通安全協会	東金市総務部消防防災課
東金市都市建設部建設課	東金市立小中学校代表者
東金市立小中学校PTA代表者	東金市教育委員会

※令和2年4月に、市内の国道については、国から千葉県へ移管されたことから、国土交通省千葉国道事務所は、通学路安全推進会議から退会しました。

### 3 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

安全な通学路を確保するためには、保護者・学校・教育委員会・警察・道路管理者等すべての関係者が、それぞれ当事者としての役割を認識し、密接に連携・協力して対策を進める必要があります。

文部科学省、国土交通省、警視庁による「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」（平成 25 年 12 月 6 日付 25 ス学健第 21 号）及び「登下校時における児童生徒等の安全確保の徹底について」（平成 30 年 12 月 21 日付 30 教参学第 4 号）に基づき、継続的な推進体制を構築するとともに、各学校長が指定した通学路の安全を確保するため、関係機関による継続的な合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組を P D C A サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

「通学路」とは、次の考えに基づく道路です。

#### ●東金市通学路指定の指針（平成 15 年 6 月策定）

**通学路は、幼児・児童・生徒が通園・通学するため 1 日に平均 40 人以上が利用し、または当該校からおよそ半径 1km 以内の区域にあり、かつ幼児・児童・生徒の安全を特に確保する必要があるもの**



上記の指針に基づき、各学校長は通学路を指定し、教育委員会に報告するものとする。

指定においては、現地調査を十分に行い、学校規模や地域の交通事情を踏まえ、児童等にとって、最も安全に登下校のできる経路で、保護者の意向と地域交通の円滑な流れに配慮することとする。

#### 【通学路設定の基本的な考え方】

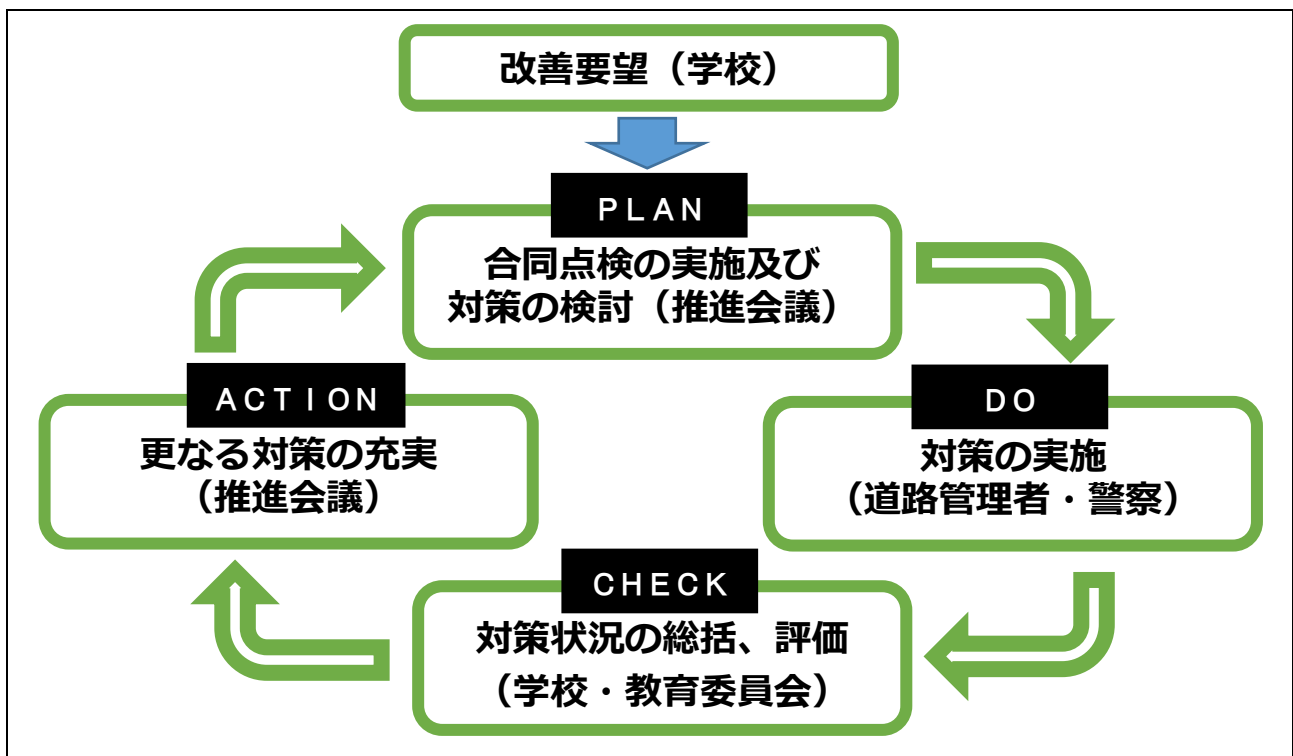
- ① できるだけ歩車道の区別のある道路を通学路に設定し、区別がない場合は交通量が少なく児童生徒の安全を確保できる幅員の道路を通学路に設定する。
- ② 遮断機のない無人踏切や見通しの悪い場所など危険箇所を避ける。
- ③ 横断歩道や信号機が設置されているか、警察官等の誘導が行われているかなど安全に道路を横断できるように通学路を設定する。

## (2) 通学路合同点検の手順 (PDCA サイクル)

通学路の安全を確保するため、以下の手順により通学路の点検を行います。  
具体的な内容については、①～⑥の中で説明します。

### 通学路合同点検の流れ

内 容	主 体	時 期
①通学路の安全点検実施 新年度の改善要望の報告	学校・PTA ↓ 教育委員会	4月
②通学路合同点検個所の決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県山武土木事務所</li> <li>・東金警察署</li> <li>・東金交通安全協会</li> <li>・東金市総務部消防防災課</li> <li>・東金市都市建設部建設課</li> <li>・東金市立小中学校代表者</li> <li>・東金市立小中学校PTA代表者</li> <li>・東金市教育委員会</li> </ul>	7月
③推進会議による通学路合同点検 対策案の検討		8月～ 9月
④対策の実施		9月
⑤対策状況の報告、効果把握		9月～ 2月
⑥通学路合同点検結果の公表	教育委員会	3月末



## ①通学路の安全点検実施及び新年度の改善要望の報告

各学校は、PTAや見守り活動のボランティア、自治会などの学校関係者の協力を得て、通学路の安全点検を実施し、危険があると認められる箇所を抽出します。危険箇所の抽出に当たっては、地域の実情に応じて、次に掲げる観点を参考とします。

抽出した危険箇所の内容等について、別添①「通学路状況調査書」により教育委員会事務局に提出します。

### 【交通安全の観点】

<b>●危険・要注意箇所があるか</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・見通しは悪くないか</li><li>・道路幅は狭くないか</li><li>・幹線道路の抜け道になっていないか</li><li>・大型車が頻繁に通るか</li><li>・ヒヤリハットの事例やPTA・自治会等から改善要望のある箇所 等</li></ul>
<b>●通学路の交通安全が確保されているか</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・歩車道が区別され防護設備（ガードレール・ポール等）があるか</li><li>・信号機（歩行者用含む）・横断歩道が適切に設置されているか</li><li>・交通規制が適切に行われているか</li><li>・路面表示（グリーンベルト・カラー舗装等）が適切になされているか 等</li></ul>
<b>●交通法規が守られているか</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・交通規制が守られているか（例 車両通行禁止（7:00～8:00）等）</li><li>・駐車違反があるか</li><li>・歩道に障害物（放置自転車等）があるか 等</li></ul>

※文部科学省通知「通学路の交通安全の確保の徹底について」（別紙）「通学路における緊急合同点検等実施要領」（平成24年5月30日付 24ス学健第6号）から抜粋

### 【防犯・防災の観点】

<b>●防犯対策は整備されているか</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・防犯灯やこども110番の家等があるか</li><li>・人の出入りの少ない施設や空き家、空き地等はないか</li><li>・不特定多数の利用する施設（駅や集客施設、公衆トイレ等）はないか</li><li>・人、車の通行が途切れる時間がないか</li><li>・落書きや自転車放置、ゴミが散乱している場所はないか 等</li></ul>
<b>●防災環境は整備されているか</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・地震時に倒壊しそうな塀、建物、自動販売機等はないか</li><li>・大雨時に水があふれそうな場所や土砂災害が発生しそうな場所はないか</li><li>・強風時に物が飛散、落下しそうな場所、倒壊しそうな建物や樹木はないか</li><li>・水路、池、防火水槽等に転落防止や立入禁止等の柵はあるか</li></ul>

## ②通学路合同点検個所の決定

教育委員会事務局は、各学校からの別添①「通学路状況調査書」の報告を受けて、推進会議にて、次に掲げる観点に照らして協議をし、合同点検必要箇所を決定します。

通学路合同点検は、安全確保に向けた環境整備の緊急性を優先し、効率的、効果的に実施します。

### 【通学路安全合同点検必要箇所決定に当たっての観点】

●危険・要注意の内容が設備等の整備で改善が見込めるか	
(例) 信号、ガードレール、歩道区分標示、カーブミラー、規制標識（一時停止、速度制限等）、街路灯、植栽管理、公共施設の改修、空き地の管理 等	
●現状の規制等が遵守されることで改善が見込めるか	
(例) 歩道部分の障害物撤去（放置自転車、違法駐車等）、車両制限速度、一時停止、一方通行、進入禁止 等	
●その他	
○道路が狭く、かつ交通量も多い	歩道区分の有無の確認
○見通しが悪い	原因を確認（道路の形状、障害物）
○大型車が頻繁に通る	歩道区分確保、大型車通行の頻度、危険の度合い、通行規制することが必要かの確認
○交通規制等が守られていない	標識等の視認性の確認、法令順守のための対策の確認
○歩道区分が無く、かつガードレールも無い	危険の度合い確認、いずれかの対応が可能かを確認
○通学時間帯に歩道に障害物がある	撤去等の措置が可能かを確認
○組積造の塀、コンクリートブロックがある	塀の高さ、厚さ、控壁の有無・間隔、亀裂・損傷を確認
○見守る目がない	パトロールの強化が可能かを確認、PTA や地域への見守りや「こども110番の家」の有無の確認、防犯カメラの設置状況の確認
○その他	指摘内容を確認

※（別紙）「通学路における緊急合同点検等実施要領」（令和3年7月9日付 3教参学第8号参照）

### ③ 推進会議による通学路合同点検及び対策案の検討

合同点検を実施することになった学校は、**学校関係者、道路管理者、警察、教育委員会事務局等の関係機関と合同で通学路安全点検を実施**します。

合同点検の結果、対策が必要な箇所については、道路管理者や警察から技術的な助言を得つつ、ハード対策（歩道整備や防護設備の設置等）やソフト対策（交通安全教育等）として、具体的な実施メニューを検討します。

#### 【対策メニューの例】

ハード対策		ソフト対策	
<b>道路管理者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路・歩道の整備</li> <li>・ 防護設備の設置 (ガードレール・ポール等)</li> <li>・ 路面表示 (カラー舗装、グリーンベルト等)</li> <li>・ 看板の設置 (注意喚起等)</li> <li>・ カーブミラーの設置</li> <li>・ 環境美化 (植栽の剪定、施設修繕等)</li> </ul>	<b>学校・PTA 教育委員会</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通学路の見直し</li> <li>・ PTA による通学路周辺のパトロール及び呼びかけ</li> <li>・ 児童・保護者への安全教育</li> <li>・ 注意喚起にかかる啓発物資の配付</li> </ul>
<b>警察</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信号機の設置・調整 (歩行者用含む)</li> <li>・ 横断歩道の設置</li> <li>・ 交通標識 (一時停止、速度制限) の設置</li> <li>・ 路面表示 (「止まれ」等)</li> </ul>	<b>警察・安全協会 消防防災課</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域での安全意識啓発</li> <li>・ 防犯組合等による安全パトロールの実施</li> <li>・ 家庭での安全教育 (大人も含めた交通ルール遵守の意識啓発)</li> <li>・ 地域での安全意識啓発</li> <li>・ 交通違反取締の実施 (強化)</li> <li>・ パトロールの実施 (強化)</li> </ul>

### ④ 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、**学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会事務局等の関係機関で連携**を図ります。

### ⑤ 対策状況の報告、効果把握

**教育委員会事務局は**、対策実施後、学校からの聴き取りを行い、**その効果を把握**します。

合同点検や聴き取りの結果を踏まえて、推進会議において協議し、通学路安全合同点検の改善や充実を図ります。

## ⑥通学路合同点検結果の公表

教育委員会事務局は、学校ごとの点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するために「通学路状況調査書」をとりまとめた一覧表を作成し、ホームページで公表します。

なお、防犯対策のうち、公開することで防犯対策の効果が薄れる対策及びソフトに関する対策情報は、犯罪を未然に防止する観点から、関係者のみの公表に留めます。

<b>●発達段階に応じた交通安全教育方針</b>
※段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 交通安全教育は、道路交通の安全を確保するため自他の生命尊重という理念の下に、交通安全に関する思想及び知識を普及し、交通事故を自らのものとして考えさせ、それに対する態度を身につけさせ、これを習慣化させるために実施するものであり、幼児から高齢者まで段階的かつ体系的に行います。
<b>① 幼児に対する交通安全教育の推進</b>
ア 幼児に対する交通安全教育の充実 幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためばかりではなく、将来に渡って、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも必要です。 幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があることから、関係機関・団体等の連携により幼児、保護者等に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。 イ 家庭における広報活動等の推進 幼児期から交通安全に関する意識を高め、将来の交通事故防止を図るためには、継続した家庭教育が重要です。そのため、警察や交通安全協会をはじめとした関係機関・団体のほか、幼稚園等幼児関連施設と連携・協力し、家庭内での話し合いや声かけがもたれるよう、積極的な資料提供や広報活動を行います。
<b>② 小学生に対する交通安全教育の推進</b>
児童は、小学校での活動、自転車の利用などを通じ、幼児期に比べ行動範囲が著しく広がります。また、発達段階が上がるにつれて、保護者から離れて行動する機会が増えます。 小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じた安全行動が習得できるよう参加・体験・実践型の交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。
<b>③ 中学生に対する交通安全教育の推進</b>
中学生は、本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。 また、通学等の手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、中学生の交通事故のうち、自転車利用中の事故の割合が高くなっています。 また、自動車等の車両に対する関心が高まり、道路交通についての理解も深まる時期であるなど、社会人として本格的に交通社会に参加していくための準備段階にあります。 中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に修得させるとともに、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的かつ継続的に実施します。

※「第6次東金市交通安全計画」第2節 道路交通安全の施策・第1の柱 市民一人一人の交通安全意識の高揚より抜粋)



## 「スクールゾーン」を知っていますか？

スクールゾーンとは、交通事故から子どもたちを守るために設定された交通安全対策の重点地域の名称です。

一般的に小学校を中心とした半径約 500 メートル程度の通学路が対象になっています。交通標識や路面標示、看板などで、スクールゾーンを示しています。

スクールゾーン内では、公安委員会が決定した道路交通法上の規制が適応されます。

特に代表的な規制として、指定時間帯に、規制区域の車両の通行を禁止する「**車両通行禁止**」があります。この規制によって、登下校時間帯に通学路を歩行者専用道路にすることができます。

自分が住んでいる地域のどこにスクールゾーンが設置されているのか、どのような規制がされているのかを確認したうえで、交通ルールと交通マナーを守って、交通事故防止と通学路の安全確保にご協力をお願いします。

### 【市内のスクールゾーン箇所】

市内には、下記の 3 箇所がスクールゾーンとして指定されています。

場所	規制内容
東金市田間地先 (峯下公民館前から片貝県道まで)	<b>車両通行禁止</b> (平日の 7 - 8 時)
東金市田間地先 (東小学校正門前から伊藤為蔵商店まで)	車両通行禁止 (平日の 7 - 8 時 30 分)
東金市台方地先 (西中学校から城西小までの線路側道)	車両通行禁止 (平日の 7 - 8 時)

## 東金市通学路安全プログラム

発行：平成 26 年 3 月

最終改定：令和 5 年 10 月

発行元：東金市通学路安全推進会議

事務局：〒283-8511

東金市東岩崎 1 番地 1

東金市教育委員会教育部学校教育課

TEL0475-50-1184 FAX0475-50-1299